

様式第2 (第12条関係)

加入国際学術団体に関する調査票

1 国際学術団体活動状況 (内規第11条 活動報告)

団体名	和	国際微生物学連合
	英	International Union of Microbiological Societies (略称 IUMS)
	団体 HP (URL)	http://www.iums.org (日本学術会議が加盟していることの記載 ☒ 有 ☐ 無) 学術会議 IUMS 分科会委員と総合微生物科学分科会委員が理事である日本微生物学連盟として加盟(http://fmsj.umin.jp)することを学術会議と合意している。
国際学術団体における最近のトピックについて (学術の進歩、当該団体の推進体制の変化、国際機関・政府・社会との関わり方等)		1927年に前身が設立され、1982年に Scientific Unions of the International Council of Science (ICSU) となり活動している。国際的非政府組織として IUMS は、他の国際組織(国連、ユネスコ、WHO など)とコンタクトを取りながら微生物の研究を促進している。国内においては、本分科会と総合微生物科学分科会と合同して、名古屋議定書(「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」に関する名古屋議定書)を日本がこれから批准する前に、批准がもたらすインパクトを微生物学研究推進の立場から意見をまとめる準備をしている。
政策提言や世界の潮流になりそうな研究テーマ・研究方式・研究助成方式等について		微生物の生物兵器利用に対して警鐘を鳴らし、IUMS Code of Ethics against Misuse of Scientific Knowledge, Research and Resources を2008年にいち早く制定して、バイオセキュリティに関する啓蒙を行ってきた。
日本人役員によるイニシアティブ事項や日本からの参加によって進展や成果があったものについて		永井美之氏(20期連携会員)が2008年から2011年に副会長を務めたほか、2011年9月に日本微生物学連盟理事長であった野本明男氏(20-21期会員)を主催団体代表、富田房男氏(21-22期連携会員)を国際組織委員長として、札幌で国際微生物連合2011会議を開催した。2011~2014年には、河岡義裕氏(第22-23期連携会員)が理事としてウイルス部門の議長を務めた。富田房男氏はまた Ambassador(2011~2014年)として微生物学の啓蒙に勤めた。現在は鎌形洋一氏(23期連携会員)が一般理事として IUMS の運営に携わっている。来年シンガポールで開催される国際会議の準備には、日本から桑野剛一(留米大学教授(23期連携会員))と亀井克彦(千葉大学教授をプログラム委員として推薦している。本学術団体の委員会等で微生物の世界統一分類基準を採択していることから、日本人科学者が傘下の委員会メンバーとして、微生物の正式名称や分類システムを多く提案してきた。
加入していることによる日本学術会議、学会、日本国民		IUMS は全世界において微生物学の研究を促進し・支持すると共に、研究者間のコミュニケーションを促進することにより、

様式第2 (第12条関係)

への効果やメリットについて	人類の健康の増進と環境の福祉のための活動を行っている。世界的には微生物学が学問として確立されており、大学などの教育機関に微生物学部存在するが、国内では、基礎生物科学・医学・農学・食品科学の多岐にわたって、それぞれの領域でバラバラに教育されており、全体を統一して教育あるいは学術について論議する場がなかった。感染症や食品加工において微生物が重要な役割を果たしているにもかかわらず、高校や大学の一般生物学の中で微生物学に割かれる時間は非常に少ない。平成19年に日本微生物学連盟を設立して、関連するすべての関連学会が一堂に会して微生物学の啓蒙と学術の進展に寄与できるようになった意義は日本にとって非常に大きい。さらに本連盟の設立によって IUMS 分科会を通じて、日本の微生物学関連研究者が IUMS に対応できる体制が整った。 第23期において国内では、本分科会は日本微生物学連盟とともに、微生物学の最新の研究紹介と微生物学の面白さについて一般市民と高校生や大学生を対象として公開講演会を年2回行っている。2014年には「微生物～知られざるミクロのエンジニア」、「薬が効かない感染症の話」、昨年は、「ユネスコ無形文化遺産「和食」とそれを支える微生物」及び「長寿社会における感染症への対応～元気なお年寄りであり続けるために～」のフォーラムを、関連学術団体が合同で日本微生物学連盟が主催して行い100名以上の参加者を得た。こうした企画は関連学術団体が日本微生物学連盟の元で連携して初めて可能となっている。参加者のアンケート調査でも最新研究成果を分かりやすく紹介していると好評価を得ている。 IUMS はその分担金の額によって総会での理事選出投票権の数が決められている。これにより日本は前回の総会で6票の権利を得た。日本からは常に理事を送り出しており、その影響力を維持している。
その他（若手研究者・女性研究者育成法、科学者の倫理に関する当該国際学術団体の基本方針や憲章、資金提供ソースの発掘における画期的な方策等の特記事項など）	'IUMS Code of Ethics against Misuse of Scientific Knowledge, Research and resources' を2008年に公表。 IUMS のメンバー国にこれを採択するよう要請した。

2 今後の予定について（内規第11条 活動報告）

総会、理事会の日本開催の予定について（招致等の予定も含め）	次回総会、理事会は2017年7月21日にシンガポールで開催。2011年9月に札幌で開催されているため、当面は日本開催予定なし。
日本人の役員立候補等の予定について	2017年の総会において、理事立候補を予定している。
現在、検討中の日本からの提	今後2017年の次期国際会議における学術プログラムを提

様式第2 (第12条関係)

言や推進するプロジェクト等の動きについて	案してゆく。
----------------------	--------

3 国際学術団体会議開催状況 (内規第11条 活動報告)

総会・理事会・各種委員会等の状況 (過去5年間及び今後予定されているもの)	総会開催状況	2017年(シンガポール)、 2014年(モントリオール) General Assembly Meeting (総会に IUMS 分科会より2名を派遣、またウイルス部門 Chair として河岡氏が参加した。) 2011年(札幌) 国内組織委員会を組織して、IUMS 分科会と総合微生物科学分科会が窓口となって準備した。		
	理事会・役員会等開催状況	2017年(シンガポール)、 2014年(モントリオール)、 2011年(札幌)		
	各種委員会開催状況	2011年(開催地:札幌) バクテリア部門会議、 2014年(開催地:モントリオール) 菌学部門会議、		
	研究集会・会議等開催状況	2016年(開催地: ユトレヒト) IUMS 理事会 鎌形理事が参加した、		
上記会議等への日本人の参加・出席状況及び予定		2014年、国際会議(モントリオール)、日本人186名(うち代表派遣1名) 2011年、国際会議(札幌)、日本人2850名、(うち代表派遣1名)		
国際学術団体における日本人の役員等への就任状況(過去5年)	役職名	役職就任期間	氏名	会員、連携会員の別
	Executive	2015～2017	鎌形洋一	(23期) 会員・ <u>連携</u>
	Executive	2011～2014	河岡義裕	(22期) <u>会員</u> ・連携
	Ambassador	2011～2014	富田房男	(22期) 会員・ <u>連携</u>
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携
		～		(期) 会員・連携

様式第 2 (第12条関係)

出版物	1 定期的 (年数回) 主な出版物名 International Journal of Systematic and Evolutionary, Microbiology, Microorganisms in Foods, International Journal of Food Microbiology 2 不定期 () 主な出版物名
活動状況が分かる年次報告等があれば添付又は URL を記載 (http://www.iums.org)	

様式第2 (第12条関係)

4 国際学術団体に関する基礎的事項 (内規第3条、4条、5条)

国内委員会 (内規4条第3号)	委員会名	IUMS 分科会
	委員長名	上田 一郎
	当期の活動状況	(開催日時 主な審議事項等) 日本学術会議総合微生物科学分科会、病原体分科会及び日本微生物学連盟と合同で以下の活動をしている。 平成27年4月3日今期の活動方針の策定、1年目の活動審議 平成27年4月24日フォーラム開催 平成27年8月28日2年目の活動審議など 平成28年4月22日(予定) フォーラム企画審議など
内規第3 (国際学術団体の要件関係)	国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体である ☒ 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる定款・規程等の添付又は URL を記載 (http://www.iums.org/index.php/homepage/organization)	
	各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するものが、主たる構成員となっている(主たる構成員が、いわゆる「国家会員」であるか否か) ☒ 1. 該当する 2. 該当しない ※根拠となる資料の添付又は URL を記載 (http://www.iums.org/index.php/regular-iums-members)	
	下記の事項(ア～エ)のいずれか一つに該当するか(該当するものに○印) ア 個々の学術の専門分野における統一的かつ世界的な組織を有するもの イ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一的かつ世界的な組織を有するもの ☒ ウ 研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの エ 構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの	
	10 カ国を超える各国代表会員が加入している ☒ 1. 該当する 2. 該当しない	
	加入国数及び	(64 ケ国)

様式第 2 (第12条関係)

	主要な各国代表会 表会員を 10 記載	・ 各国代表会員名／国名 Canadian Society of Microbiologists/Canada, Chinese Scociety for Microbiology/China, French National Committee/France, Gesellschaft fur Virologie/Germany, Indian Association of Medical Microbiology/India, The microbiological Society of Korea/Korea, Russian Microbiological Society/Russia, Singapore Society for Microbiology and Biotechnology/Singapore, Biosciences Federation/UK, US National Committee for Microbiology/USA
--	------------------------------------	--